

足場の組立て等作業主任者技能講習会 開催ご案内

労働安全衛生法第14条、同法施行令第6条第15号により、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者の中から足場の組立て等作業主任者を選任し、作業の指揮・監視等を行わせなければなりません。

(北労安教第1号 期限 2024.3.30)

北海道労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会北海道支部
<http://www.kensaihou-hokkaido.jp/>

令和6年1月9日より申込開始

1. 受講資格

受講資格の経験年数は、年少者労働基準規則により満18歳以上からの経験年数となります。

① 足場作業特別教育を修了した後、足場の組立て、解体又は変更（以下、「足場の組立て等」という。）

に関する作業に3年以上従事した経験を有する者

※ この資格で受講する方は、受講申込書に「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の①に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。

② 大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者（以下、「大卒等」という。）で、足場作業特別教育を修了した後、足場の組立て等に関する作業に2年以上従事した経験を有する者

※ この資格で受講する方は、受講申込書に「足場作業特別教育修了証の写し」を添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の①に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。

また、学校の「卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを受講申込書に添付してください。

③ 職業能力開発促進法に定める建築施工系とび科の訓練等を修了した者で、その後足場の組立て等に関する作業に2年以上従事した経験を有する者

※ この資格で受講する方は、「当該訓練等に係る修了証等」の写しを受講申込書に添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の①に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。①の「足場作業特別教育修了後の経験年数」は「訓練等修了後の経験年数」と読み替えます。

④ 上記①又は②に該当しない場合で、以下に該当する方は、受講することが出来ます。

この場合も、**経験年数は満18歳以上からの経験年数となります。**

㉞ 平成29年6月30日までに3年以上の経験年数を有する者

※ この資格で受講する方は、受講申込書の「経験年数」の欄の②に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。

㉟ 大卒等で平成29年6月30日までに2年以上の経験年数を有する者

※ この資格で受講する方は、受講申込書の「経験年数」の欄の②に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。また、学校の「卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを受講申込書に添付してください。

- ㊦ 平成27年7月1日以前から足場の組立て等に関する作業に従事していて、平成29年6月30日以前の経験年数と足場作業特別教育修了後の経験年数(平成29年6月30日以前に足場作業特別教育を修了している場合は、平成29年7月1日以降の経験年数に限る)の合計が3年以上ある者

※ この資格で受講する方は、受講申込書に「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の③に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。

- ㊧ 大卒等で平成27年7月1日以前から足場の組立て等に関する作業に従事していて、平成29年6月30日以前の経験年数と足場作業特別教育修了後の経験年数(平成29年6月30日以前に足場作業特別教育を修了している場合は、平成29年7月1日以降の経験年数に限る)の合計が2年以上ある者

※ この資格で受講する方は、受講申込書に「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の③に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。また、学校の「卒業証明書又は卒業証書(専攻した学科等が記載されたもの)」の写しを受講申込書に添付してください。

受講資格を有しない者はこの講習を受講することができません。受講資格を有しない者が過誤又は虚偽の申立てにより受講し修了証の交付を受けた場合、その修了証は取消し無効となりますので、ご注意ください。

【注】必ず「受講資格確認フローチャート」で受講資格の確認をしてからお申し込みください。

2. 開催日時・会場・定員

講習は2日間です。講習開始時間にご注意ください。(定員35名)

日時 令和6年 3月26日(火) 8:45~17:10

3月27日(水) 8:45~17:10

会場 釧路建設会館1階 大会議室 (釧路市富士見1丁目3番2号)

3. 講習科目・修了試験

- | | | |
|---|-------------------------------|---------|
| ① | 作業の方法に関する知識(専門知識) | 7時間00分 |
| ② | 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識(関連知識) | 3時間00分 |
| ③ | 作業員に対する教育等に関する知識(教育知識) | 1時間30分 |
| ④ | 関係法令 | 1時間30分 |
| ⑤ | 修了試験 | 1時間00分 |
| ⑥ | 講習時間の合計(修了試験を除く) | 13時間00分 |

4. 時間割

1 日 目	時間	8:45~8:50	8:50~12:00	12:00~13:00	13:00~17:10	
	項目	オリエンテーション	専門知識 (休憩10分)	昼食休憩	専門知識 (休憩10分)	
2 日 目	時間	8:45~8:50	8:50~12:00	12:00~13:00	13:00~16:10	16:10~17:10
	項目	オリエンテーション	関連知識 (休憩10分)	昼食休憩	関連知識・教育知識・関係法令 (休憩10分)	試験説明 修了試験

5. 修了試験・修了証

- ① 2日目の講義終了後、引続き修了試験を行います。
所定の科目と時間のすべてを受講しなければ修了試験を受けることができません。
修了試験は、「全科目合計の6割以上の得点」及び「科目ごとに4割以上の得点」の両方を満たした場合に合格となります。これに満たない場合は不合格となります。
- ② 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ③ 修了試験合格者には、「足場の組立て等作業主任者技能講習修了証」を交付します。不合格者には「不合格通知書」を郵送します。
- ④ 「修了証」は、受講者個人宛に申込書記載の「現住所」へ「特定記録」で郵送します。当支部で他の技能講習を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。
統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

6. 受講料

受講料(教材費込み) 16,060円(消費税込み)

7. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」
「経歴証明欄」に受講資格の経験年数を証明する「事業主証明」が必要です。
個人事業主が自ら受講する場合、「事業主証明」は第三者の証明が必要となります。
※個人の認印不可
- ② 「本人を確認するための書類」(いずれかの写しを添付)
※受講者の現住所が記載されたものを添付してください
自動車運転免許証(住所変更した場合は表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ)
パスポート、住民票(個人番号が記載されていないもの)、健康保険証等
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等
- ③ 「受講資格を証明する書類」(写しを添付)(対象者のみ)
「1. 受講資格」の②③の資格で受講する方は、卒業証明書、卒業証書(専攻した学科等が記載されたもの)、修了証等を受講申込書に添付してください。
- ④ 「証明写真(カラー)1枚」(縦3.0cm×横2.5cm)上半身無帽で最近6ヶ月以内に撮影したものの。写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。(色付きサングラス、スナップ写真、パスポート用写真、写りの不鮮明なもの等は不可。)
- ⑤ 「受講申込内訳書」(複数の講習を受講する場合のみ)
- ⑥ 「受講料」
- ⑦ 「修了証郵送料(244円分の切手)」(現金での納付はできません。)

8. 申込み方法 令和6年1月9日より申込開始

受講申込書の到着順の受け付けとなります。次のいずれかの方法でお申込みください。
(電話、ファックス、メール等での受け付けは行っていません。)

受講申込みの締切りは、令和6年3月14日(木)です。なお、締切日以前であっても、定員に達した場合は受講受け付けを締切りますのでご了承ください。(受け付け締切り後に届いた受講申込書等は返却します。)

◎現金書留

現金書留に「7. 受講申込みに必要なもの」に記載されているものを同封して、釧路分会へ郵送してください。受け付け終了後「受講券」「領収書」を郵送します。

◎銀行振込み

「7. 受講申込みに必要なもの」に記載されているもの（受講料を除く）を釧路分会事務局まで郵送していただき、下記の銀行口座に「受講料」をお振込みください。振込手数料は申込者のご負担となります。「受講料」の入金を確認し受付け終了後に「受講券」「領収書」を郵送しますので、早めの入金をお願いします。

9. 受講料を振込みで支払う場合の振込先口座

- ① 次の口座にお振込みください。

北洋銀行 釧路中央支店 普通預金 4993580
口座名義 建設業労働災害防止協会 北海道支部 釧路分会

- ② お振込みの際の留意事項

- ア 受講料は前納制となります。事前に入金がない場合は、「受講申込書」等を提出していても受講できませんのでご注意ください。受講料の入金確認後に受講券・領収書を発送しますので、早めの入金をお願いします。
- イ 振込み手数料は申込者のご負担となりますのでご了承ください。

10. 申込先

建設業労働災害防止協会北海道支部 釧路分会（略称：建災防北海道支部 釧路分会）
〒085-0832 釧路市富士見1丁目3番2号 TEL:0154-41-7447 FAX:0154-41-7202

11. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込みの締切りは令和6年3月14日（木）ですが、締切日以前であっても定員に達した場合は受講受付けを締切りますのでご了承ください。（受付け締切り後に届いた受講申込書等は返却します。）
- ② 原則として受付け後の受講料の払戻しはしません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で、講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻しします。
- ③ 証明写真(カラー)の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

12. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ 原則として遅刻は認められません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了試験を受けることが出来ません。（いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。）
- ④ 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ⑤ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は60分間ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。

- ⑥ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑦ 講義中は講義に使用するもの(テキスト、ノート、筆記具等)以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル、缶飲料、水筒等は机の上に置いて水分補給を行うことができます。
- ⑧ 会場内は禁煙です。喫煙は休憩時間に所定の喫煙室を利用してください。講義中に喫煙室は利用できません。講義中は座席を離れないようにしてください。
- ⑨ お車でお越しになる方は、釧路建設会館の駐車場をご利用ください。第1駐車場(会館横)が満車の場合は、第2駐車場(仏教幼稚園様向い)をご利用ください。また、裏玄関前は理事・職員専用なので駐車しないでください。

13. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13(氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例)に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第30条の16第1項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されません。

※添付の【「足場の組立て等作業主任者技能講習」受講資格確認フローチャート】で

受講資格の有無を必ずご確認ください。

※申込書の経験年数記入欄は、「○年○ヶ月」を正確に記入してください。

建設事業主等に対する助成金

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する足場の組立て等作業主任者技能講習は、厚生労働省の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の支給対象となっています。助成金の概要は下記に示す内容となっておりますので、支給要件を満たし希望される場合は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

〈主な支給要件〉

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が建設業の18.5/1000の適用を受ける建設事業主
3. 助成金の不正及び労働関係法令違反、労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が雇用保険被保険者であり、受講期間に対しても賃金が支払われていること
5. 受講者から講習費用を徴収していないこと

〈助成額〉

1. 経費助成
 - ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 支給対象費用の3/4
 - ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 35歳未満 支給対象費用の7/10
35歳以上 支給対象費用の9/20
2. 賃金助成
 - ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 一人当たりの日額 8,550円 [9,450円]
 - ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 一人当たりの日額 7,600円 [8,360円]※〔 〕内は受講生が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価
3. 賃金向上助成・資格等手当助成
上記の支給決定後、賃金要件又は資格等手当要件を満たした場合は、助成額が増額される場合があります。詳細については労働局にお問い合わせください。
なお、生産性向上助成は廃止となり令和5年度以降の支給申請に適用されません。令和4年度までの支給決定に係る経過措置については労働局にお問い合わせください。

〈その他留意点〉

1. 支給申請書の提出
講習終了の翌日から起算して2ヶ月以内に、必要書類一式を北海道労働局(又は管轄都府県労働局)に提出してください。郵送の場合は提出期間内必着です。

※ 助成金の提出先及び手続等に関するお問合せ先

北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用対策係
札幌市北区北8条西2丁目1-1 第1合同庁舎3F 電話 011-738-1043

※ この助成金を申請する場合に必要な支給申請書等の書類は、北海道労働局(又は厚生労働省)のホームページからダウンロード出来ます。当支部の各分会にも備え付けてありますので分会事務局にお尋ねください。

2. 支給申請時に必要な「助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)」の受講証明は、当支部で行っています。

建設業労働災害防止協会 北海道支部

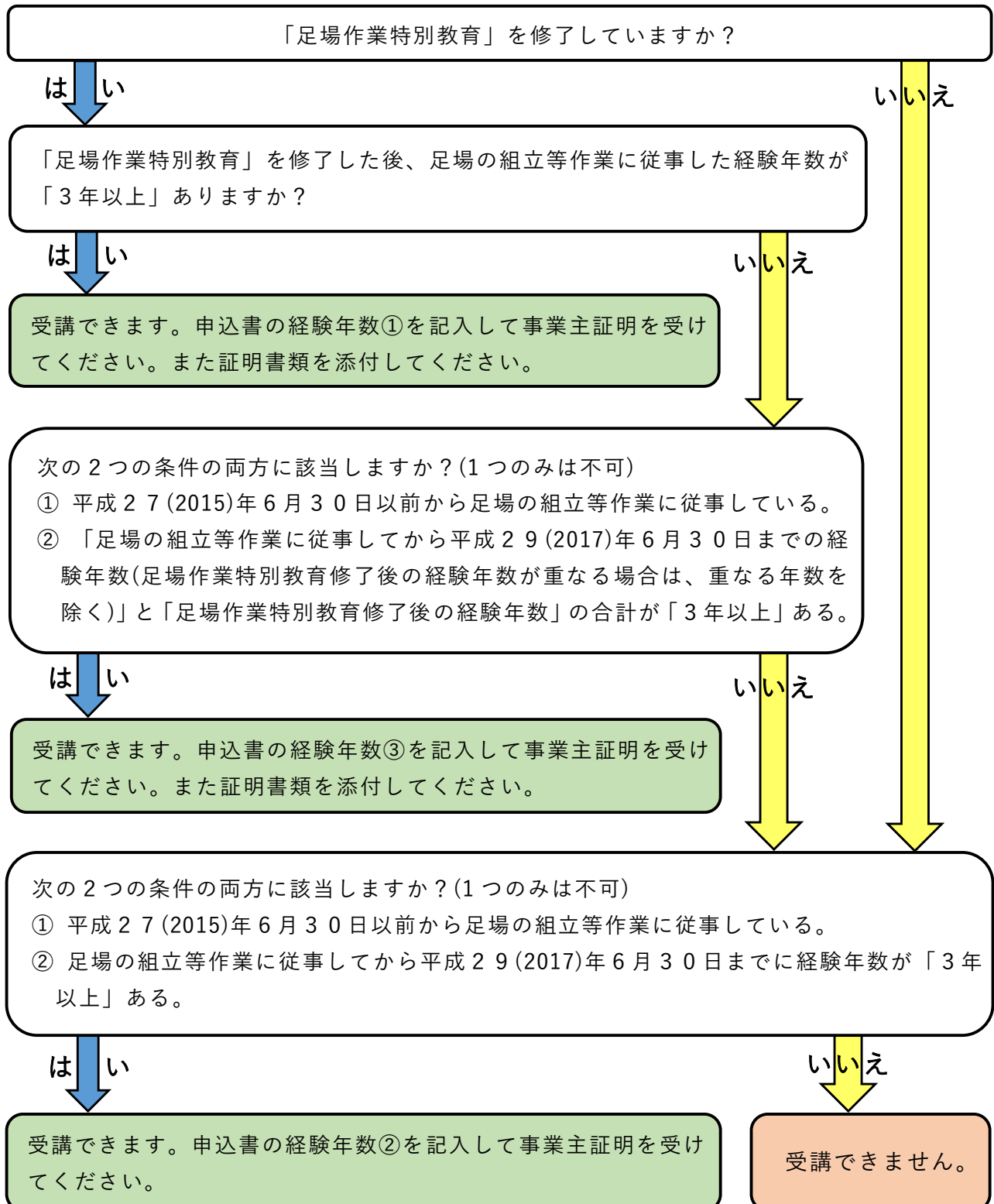
札幌市中央区北4条西4丁目1番地 札幌国際ビル3F 電話 011-261-6187

※ 講習会の受講申し込みや講習会に関するお問合せについては、建設業労働災害防止協会北海道支部の各分会窓口となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

「足場の組立て等作業主任者技能講習」受講資格確認フローチャート

(このフローチャートで受講資格の有無をご確認ください)

- ※ 以下の各項目のすべてについて、満18歳未満の年数は経験年数に算入出来ません。
- ※ 大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者及びとび科の職業訓練等を修了した者については、経験年数の「3年」を「2年」と読み替えます。(証明書類(卒業証明書等のコピー)が必要です。)



【裏面の注意事項をご確認ください】

カラー写真1枚
縦3.0×横2.5この
欄には糊付けせず
裏面に氏名を記入
して提出下さい

※受付確認	※資格確認	※受講確認

※は記入しないで下さい。 ※受付 第 号
(北労安教第1号)

足場の組立等作業主任者技能講習受講申込書

写真は貼らないでください

ふりがな		性別	生 年 月 日	
氏 名		男 女	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無(いずれかに○印を記入)	有 無	併記を希望する 氏名又は通称	
現住所	〒 -		電話 () -	
所 属 事 業 場	住 所	〒 -		電話 () -
	事業 場名			
	連絡担 当者	所属部署 職 氏 名	電話 () -	
修了証等 の送付先	修了証・不合格通知書は、現住所へ郵送します。現住所以外を希望する場合は郵送先を記入してください。		〒	電話 () -
経 験 年 数 (満 18 歳 以 上)	①	足場作業特別教育終了後の経験年数	年 月 ~ 年 月	通算 年 ヶ月
		足場作業特別教育修了年月日	年 月 日	
	②	平成29年6月30日までに3年以上の経験年数(大卒等は2年)	年 月 ~ 年 月	通算 年 ヶ月
		平成27年7月1日以前から作業従事、足場作業特別教育修了後と合わせて3年以上の経験年数(大卒等は2年)	年 月 ~ 年 月	通算 年 ヶ月
	③	平成29年6月30日までの経験年数	年 月 ~ 年 月	通算 年 ヶ月
足場作業特別教育終了後の経験年数		年 月 ~ 年 月		
	足場作業特別教育修了年月日		年 月 日	
証 明	【事業主証明】上記の経験年数に相違ないことを証明します。 所在地 事業場名 代表者職氏名 (印)			
助成金の有無	有 ・ 無		証明する書面(修了証等の写し)を提出してください。 受講日: 月 日 ~ 月 日	

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

令和 年 月 日

申 込 者
(受講者氏名)

【受講申込書提出先】

〒085-0832 釧路市富士見1丁目3番2号 TEL:0154-41-7447
建設業労働災害防止協会北海道支部釧路分会(略称: 建災防北海道支部 釧路分会)

【※事務局記入欄】

専 門	関 連	教 育	法 令	計	判 定	※修了証番号	号
					合 否	※修了証 交付年月日	令和 年 月 日

16/40 12/30 6/15 6/15 60/100

【申込書記入にあたっての注意事項】

<p>受講資格の経験年数は、すべて満18歳以上の経験年数です。満18歳未満の者は足場の組立等の作業を行うことが出来ません。</p>	
①	<p>足場作業特別教育を修了した後、足場の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者 (例) 平成29年9月30日に足場作業特別教育を修了し、その後令和3年9月30日まで、足場の組立て等の作業に従事した場合。 経験年数は、「平成29年10月～令和3年9月 通算4年0ヶ月」となり、受講出来ます。 「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」①の欄に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。</p>
②	<p>大卒等で足場作業特別教育を修了した後、足場の組立て等の作業に2年以上従事した経験を有する者 (例) 令和元年3月31日に足場作業特別教育を修了し、その後令和3年9月30日まで、足場の組立て等の作業に従事した場合。 経験年数は、「令和元年4月～令和3年9月 通算2年6ヶ月」となり、受講出来ます。 「足場作業特別教育修了証」の写しと「学校の卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」①の欄に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。</p>
③	<p>職業能力開発促進法に定める建築施工系とび科の訓練等を修了した者で、その後足場の組立て等の作業に2年以上従事した経験を有する者 (例) 令和元年3月31日にとび科の訓練等を修了し、その後令和3年9月30日まで、足場の組立て等の作業に従事した場合。 経験年数は、「令和元年4月～令和3年9月 通算2年6ヶ月」となり、受講出来ます。 「当該訓練等に係る修了証等」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の①に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。①の「足場作業特別教育修了後の経験年数」は「訓練等修了後の経験年数」と読み替えます。</p>
④ ⑦	<p>平成29年6月30日までに3年以上の経験年数を有する者 (例) 平成21年4月1日から平成25年3月31日まで足場の組立て等の作業に従事した場合。 経験年数は、「平成21年4月～平成25年3月 通算4年0ヶ月」となり、受講出来ます。 受講申込書の「経験年数」の欄の②に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。 「足場作業特別教育修了証」の写しは不要です。</p>
④ ①	<p>大卒等で平成29年6月30日までに2年以上の経験年数を有する者 (例) 平成27年4月1日から平成29年6月30日まで足場の組立て等の作業に従事した場合。 経験年数は、「平成27年4月～平成29年6月 通算2年3ヶ月」となり、受講出来ます。 「学校の卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の②に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。 「足場作業特別教育修了証」の写しは不要です。</p>
④ ⑦	<p>平成27年7月1日以前から足場の組立て等の作業に従事していて、平成29年6月30日以前の経験年数と足場作業特別教育修了後の経験年数(平成29年6月30日以前に足場作業特別教育を修了している場合は、平成29年7月1日以降の経験年数)の合計が3年以上ある者 (例) 平成27年4月1日から平成29年6月30日まで足場の組立て等の作業に従事し、その後令和2年3月31日に足場作業特別教育を修了し、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで足場の組立て等の作業に従事した場合。経験年数は、「平成29年6月30日までの経験年数 平成27年4月1日～平成29年6月30日」、「足場作業特別教育修了後の経験年数 令和2年4月1日～令和3年3月31日」、「通算3年3ヶ月」となり、受講出来ます。「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」③の欄に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。</p>
④ ⑤	<p>大卒等で平成27年7月1日以前から足場の組立て等の作業に従事していて、平成29年6月30日以前の経験年数と足場作業特別教育修了後の経験年数(平成29年6月30日以前に足場作業特別教育を修了している場合は、平成29年7月1日以降の経験年数)の合計が2年以上ある者 (例) 平成27年4月1日から平成28年6月30日まで足場の組立て等の作業に従事し、その後令和2年3月31日に足場作業特別教育を修了し、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで足場の組立て等の作業に従事した場合。経験年数は、「平成29年6月30日までの経験年数 平成27年4月1日～平成28年6月30日」、「足場作業特別教育修了後の経験年数 令和2年4月1日～令和3年3月31日」、「通算2年3ヶ月」となり、受講出来ます。「足場作業特別教育修了証」の写しと「学校の卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」③の欄に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。</p>

1. 案内書1ページ【受講資格】の注意事項

2. その他の注意事項

- 1) この申込書に記入する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。
- 2) 個人事業主が受講する場合、経験年数の証明は第三者の証明が必要です。自ら証明することは出来ません。
- 3) 経験年数等の事業主が証明した事項を訂正する場合は、事業主証明欄の印鑑と同じ印鑑で訂正してください。修正液や受講者の印鑑は認められません。
- 4) 申込書に記入いただいた個人情報、講習を実施するために使用するものであり、目的以外に使用することはありません。